三　道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
四　道路の管理に関する調査研究を行うこと。
五　道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（監督等）
第四十八条の二十二　道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
2　道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
3　道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
4　道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
（情報の提供等）
第四十八条の二十三　国土交通大臣又は道路管理者は、道路協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例）
第四十八条の二十四　道路協力団体が第四十八条の二十一各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。
（踏切道の改良への協力）
第四十八条の二十五　道路協力団体は、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第四条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした同条第一項に規定する地方踏切道改良計画又は同法第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画（以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。）に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該同意地方踏切道改良計画等に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道（同法第二条に規定する踏切道をいう。）の改良に協力するものとする。

第三条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項第二十三号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同項中第三十七号を第三十八号とし、第三十三号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。
三十三　道路法第四十八条の二十四の規定により協議すること。
第八条第二項中「又は第三十五号」を「、第三十三号又は第三十六号」に、「又は第十五号」を「、第十五号又は第三十三号」に改め、同条第三項中「若しくは第三十一号」を「、第三十一号若しくは第三十三号」に、「第一項第三十五号」を「第一項第三十六号」に改め、同項ただし書中「まで」の下に「又は第三十三号」を加え、同条第四項及び第五項中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同条第九項中「第三十三号」を「第三十四号」に改める。
第九条第一項第十号及び第九項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。
第十七条第一項第十九号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同項中第三十四号を第三十五号とし、第二十九号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。
二十九　道路法第四十八条の二十四の規定により協議すること。
第十七条第二項中「又は第三十一号」を「、第二十九号又は第三十二号」に改め、同項ただし書中「又は第十二号」を「、第十二号又は第二十九号」に改める。
第三十条第一項中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。
九　道路法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定すること。
十　道路法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。
十一　道路法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。
第三十一条第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。
七　道路法第四十八条の二十第一項の規定により道路協力団体を指定すること。
八　道路法第四十八条の二十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。
九　道路法第四十八条の二十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。
第三十五条（見出しを含む。）中「違法放置等物件」を「違法放置等物件」に改める。
第五十四条第一項中「第八条第一項第三十四号又は第十七条第一項第三十一号」を「第八条第一項第三十五号又は第十七条第一項第三十一号」に改める。

附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条中道路法第四十四条の二の改正規定、同法第四十七条の七に二項を加える改正規定並びに同法第九十条第二項及び第九十四条第四項の改正規定並びに第三条中道路整備特別措置法第八条第一項第二十三号、第九条第一項第十号及び第九項、第十七条第一項第十九号並びに第三十五条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置）
第二条　この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の踏切道改良促進法第四条第一項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により提出された立体交差化計画等、同条第六項の規定により作成された立体交差化計画等（当該立体交差化計画等の変更があったときは、その変更後のもの）及び同条第十二項の規定により提出された保安設備整備計画については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の道路法及び第三条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
（地方自治法の一部改正）
第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の項中「第四条第十項（同条第十一項」を「第四条第十一項（同条第十三項」に改める。